

令和7年度庁議報告事項

第8回庁議（2025年8月19日）

子ども教育部子ども・教育政策課

【件名】プレーパーク事業の展開について

【要旨】（目的・内容・対象・時期・今後の方向等）

令和7年度以降のプレーパーク事業の展開について、江古田の森公園内に設置予定の常設プレーパーク（以下「江古田の森プレーパーク」という。）の運営内容及びプレーパーク活動への支援制度についての考え方を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

1 江古田の森プレーパークの運営内容

（1）開設予定日

令和7年10月20日

（2）開園日時

週5日間の開園とし、時期によって開園時間を変更する。なお、年末年始は閉園とする。

時期	冬季(11月から2月まで)	冬季以外(3月から10月まで)
開園日	毎週日・月・火・水・土曜日 (木・金曜日は閉園)	毎週日・月・火・水・土曜日 (木・金曜日は閉園)
開園時間	午前9時半から午後5時まで	午前9時半から午後6時まで

（3）運営事業者

認定NPO法人PLAYTANK

（4）事業実施ゾーン

中野区立江古田の森公園（江古田三丁目14番）内 里山の樹林の一部

（5）主な実施事業

①遊びの場に関する事項

- 泥遊び、水遊び、木工作、秘密基地づくり、ロープ遊びなど子どもが自由に遊ぶことができる活動

②乳幼児親子向け及び多世代交流事業等に関する事項

- 乳幼児親子の外遊び体験、相互交流
- 公園利用者や近隣住民などとの多世代交流
- 江古田の森公園の自然体験、学習

③普及啓発・養成講座

- プレーパークの魅力や意義の発信・啓発
- プレーリーダー志望者向けの研修講座

2 プレーパーク活動への支援制度

(1) 概要

中野区では、子どもが自由にやりたいことができる遊びを実現し、多様な交流や体験を得られる地域の居場所づくりを目的として、地域団体等が各地域の特色や資源を活かして実施するプレーパーク活動への支援等を行ってきた。今後も区内におけるプレーパーク活動を継続的かつ発展的に推進していくため、以下のとおり支援制度の内容を整理するとともに、新たな補助事業を創設する。

(2) 補助対象事業（案）

① 区内のプレーパーク活動のさらなる活性化を目的として、これまでプレーパーク活動が行われていない地域に出張して、イベント的なプレーパーク事業を実施するとともに、既存のプレーパーク活動に出張して機材の貸し出し等の支援を行うことができる事業者を募集し、当該事業の実施や運営に係る経費を補助する。

② 区内の公有地等でプレーパーク活動を実施している地域団体等が、より自発的かつ地域に根差した活動を展開できるようにすることを目的として、これまでの放課後子ども教室事業の枠組みを活用した委託事業から、地域でのプレーパーク活動を支援する新たな補助事業へと制度を変更する。

3 今後のスケジュール（予定）

令和7年10月20日 江古田の森プレーパークの開設

令和8年 1月以降 プレーパーク活動補助事業者公募開始

4月以降 プレーパーク活動補助事業開始